



CD :

令和 年度（令和 年分）市民税・県民税申告書

特定配当等に係る所得・特定株式等譲渡所得の課税方式選択申告書

浦安市長あて

賦課期日現在住所 (1月1日現在)	浦安市	電話番号	()
フリガナ		生年月日	明・大 昭・平 年 月 日
氏名		代理申告者 氏名	
本人確認書類	運転免許証 ・ 個人番号カード ・ パスポート 在留カード ・ その他 ()		

1. A・Bのうち、該当する方に○を付けてください。

A 所得税の確定申告書に記載した、上場株式等に係る配当所得等及び上場株式等に係る譲渡所得について、**市民税・県民税においては、全て申告不要制度を選択します。**

B 所得税の確定申告書に記載した、上場株式等に係る配当所得等及び上場株式等に係る譲渡所得について、**市民税・県民税においては、下記の所得として申告します。**

		市・県民税の源泉徴収税額	
上場株式等の 配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

2. 特定口座年間取引報告書などの写しを添付してください。

添付がない場合、申告した所得内容の確認後に適用となるため、
課税方式の変更までに時間を要します。可能な限り、添付をお願いします。

→ 税務署に原本提出済で写しの添付ができない場合、下の枠内の記入をお願いします。

① 確定申告提出日 令和 年 月 日 ② 提出方法 電子 紙

注意事項

- 令和6年度（令和5年分）以降、「所得税」と「市・県民税」で異なる課税方式の選択ができなくなります。
- この申告を行う場合は、市民税・県民税納税通知書が送達される前に申告をする必要があります。
- 対象となる上場株式等の配当所得等及び上場株式等の譲渡所得等については、所得税 15.315%（復興所得税分含む）と住民税 5% の合計 20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものとなります。（所得税 20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません）
- 申告書記載誤りなどにより、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税する場合があります。
- 根拠資料の確認ができない場合、根拠資料を提出していただく場合がございます。
- 特定口座の譲渡損失を申告する場合、同一口座の配当所得を申告不要とすることはできません。
- 特定口座の譲渡損失を申告する際、同一口座内で配当所得に対し譲渡損失の損益通算が行われている場合、**配当所得を申告不要とすることはできません。**

〔職員記入欄〕

申告受付者	入	力	確	認

